

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局 |
| 【提出日】 | 2024年7月1日 |
| 【会社名】 | 株式会社エスイー |
| 【英訳名】 | S E Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 宮原 一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3340)5500(代表電話) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員管理本部長 野島 久弘 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3340)5500(代表電話) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員管理本部長 野島 久弘 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金13円

第2号議案 定款一部変更の件
当社及び当社グループ会社の事業内容の拡大ならびに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加する。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（10）（条文省略） （新 設） （11）（条文省略） | （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（10）（現行通り） （11） <u>発電事業ならびに売電に係る一切の業務</u> （12）（現行通り） |

第3号議案 監査役3名選任の件
監査役として、石野隆之氏、菅澤喜男氏、寺石雅英氏を選任する。
なお、菅澤喜男氏、寺石雅英氏は、社外監査役として選任する。

第4号議案 監査役の補欠者2名選任の件
監査役の補欠者として、金田一広幸氏、村山修氏を選任する。
なお、金田一広幸氏は、社外監査役の補欠者、村山修氏は、社内監査役の補欠者として選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
退任取締役滝沢力氏、退任監査役杉山浩之氏、退任監査役久賀泰郎氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|---------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 230,595 | 802 | - | (注)1 | 可決 99.65 |
| 第2号議案 | 230,951 | 445 | - | (注)2 | 可決 99.80 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 石野 隆之 | 230,555 | 841 | - | | 可決 99.63 |
| 菅澤 喜男 | 229,700 | 1,696 | - | (注)3 | 可決 99.26 |
| 寺石 雅英 | 230,376 | 1,020 | - | | 可決 99.55 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 金田一 広幸 | 230,427 | 970 | - | | 可決 99.58 |
| 村山 修 | 230,506 | 891 | - | (注)3 | 可決 99.61 |
| 第5号議案 | 223,749 | 7,648 | - | (注)1 | 可決 96.69 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上